

# 令和4年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第3回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和4年7月28日(木) 13:30~16:10

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)  
高田 亜朱華  
富山 敦  
平井 佐和子  
平木 真朗(会長)  
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人(定数5人)  
河村 敏昭  
小陳 武志  
野中 篤志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人(定数5人)  
金子 亮輔  
小島 良俊  
中村 年孝  
松本 恭子  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 安達 労働局長  
辻 労働基準部長  
鈴木 賃金室長 ほか

### 4 主要議題

#### (1) 福岡県最低賃金について

- ア 福岡県最低賃金専門部会について
- イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について
- ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について
- エ 令和4年度地域別最低賃金額改正の目安について
- オ 最低賃金改正審議について

#### (2) 福岡県特定最低賃金について

- ア 令和4年度特定最低賃金改正決定申出状況について
- イ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

ウ 福岡県特定最低賃金関係労使意見聴取実施要領案について  
(3) その他

5 審議内容

会 長 定刻より早いのですが、ただ今から、令和4年度第3回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、労働者代表委員の黒崎委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数としては満たされておりますので、本審議会は成立している旨、ご報告いたします。

次に、福岡地方最低賃金審議会第52期委員として、本日から新たにご出席をいただいております委員がおられますので、事務局の方からご紹介をよろしくお願いたします。

賃金指導官 それでは、境委員が辞任されましたので、令和4年7月22日付けをもって、使用者代表委員に新しく就任されました委員の方をご紹介いたします。

松本 恭子 委員でございます。

松本委員 (挨拶)

室長補佐 なお、新しい委員名簿については、本日の資料(その1)の資料No.1のとおりでございますので、後ほどご確認ください。

会 長 辞任をされました境委員は、運営小委員会の委員でもございました。そのため、現状では欠員となっている運営小委員会の委員につきまして、福岡地方最低賃金審議会運営規程の第3条により、会長である私から、使用者代表委員として松本委員を指名させていただきたく存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

各委員 (了承)

会 長 ありがとうございます。  
では、松本委員には、今後の審議につきまして、どうぞよろしくお願いたします。

(運営小委員会名簿配布)

さて、本日の議事録の署名ですが、  
労働者代表委員 浜田委員  
使用者代表委員 金子委員  
にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

浜田委員  
金子委員

(承諾)

会長

ありがとうございました。  
では、これから議事に入ります。  
本日の議事は、大きく区分して、「福岡県最低賃金」と「福岡県特定最低賃金」の双方に関するものとなっております。  
まず先に、福岡県最低賃金に関する議事から進めてまいります。  
では、議事(1)アの「福岡県最低賃金専門部会について」ですが、始めに、事務局から専門部会委員の選任状況について説明をお願いします。

賃金指導官

(専門部会委員選任状況を説明)

会長

それでは、専門部会委員に選任されました皆様、今後のご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ここで私から専門部会の審議にかかわりまして、本審委員の皆様にご確認させていただきたいことが2点ございます。

まず1点目ですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、当審議会におきましては、従来から慣例として、「専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その決議をもって、審議会の決議とする。」という取扱いをしておりました。

また、専門部会で結論が出た場合、本来ならば本審において、会長から福岡労働局長へ答申をすべきところですが、全会一致の場合については、専門部会長が会長名により、福岡労働局長に対して答申を行うという取扱いを、従来から慣例としてきておりました。

そこで、今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会において全会一致での結論が出た場合については、その決議をもって審議会の決議とし、その場合には、専門部会長が、会長名により局長あて答申するという取扱いで、ご了解をいただければと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。ご異議はございませんでしょうか。

各委員

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。

では、ご異議がございませんでしたので、今年度も従来の手続きに沿って進めてまいります。

次に2点目ですが、最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。当審議会におきましては、従来から、本審の議決を踏まえ、「専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止する。」という取扱いを慣例としておりました。

従いまして、今年度の審議会におきましても、従来同様、専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止するという取扱いでご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、今年度についても、専門部会は部会としての任務が終了したときに廃止することにいたします。

次に議事(1)イの「福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官  
賃金室長

資料目次(その1)No.4 生活保護と最低賃金(厚生労働省・福岡労働局)  
資料目次(その1)No.5 令和4年賃金改定状況調査結果(厚生労働省)  
資料目次(その1)No.7 賃金分布に関する資料  
資料目次(その1)No.8 福岡県最低賃金額・未満率・影響率の推移(過去5年間)  
資料目次(その1)No.9 月例経済報告【令和4年7月】(内閣府)  
(その他) 業務改善助成金のお知らせ  
資料目次(その1)No.6 令和4年福岡県賃金実態調査結果(福岡労働局)  
に基づき説明。

副主任監督官

会 長

ただ今の説明について、何かご質問等はございますか。

河村委員

労働者側委員の河村です。

資料No.4の生活保護と最低賃金の比較についてですが、毎年参考資料として提示されています。この点について、特に問題意識を持っていませんでしたが、中賃の方でこの基準が決められたということで、前提とする対象が18歳から19歳の単身世帯におかれているということは、どういうことなのでしょうか。

賃金指導官

私が把握している限りで申し訳ございませんが、最低賃金額の適用を受ける多くの者が若年層であるということを前提に中賃の方が見解として基準を設けまして、本省から各都道府県に対して、各地方の最低賃金と比較するようという流れがあるということ把握しております。

河村委員

生活保護を受ける者が若年層に多いということなのですが、最低賃金の傍らで働く労働者には世帯主が、そういった所に今、置かれているということです。

その限りで家族を抱えたところの生活保護の実態とも比較すべきだと思っております。

これは私の意見ですが、単純に生活保護の 98,110 円と最低賃金の 119,559 円を比較した場合に最低賃金の方が超えているのですが、結局はレベルの問題だと思います。生活保護の 98,110 円というのが、1 時間に換算するとどれくらいになるのか、これだけで生活ができるとは到底思えないし、最低賃金の計算の 119,559 円も、とてもではないけれど若年層にしても生活できる賃金とは値しないと思います。

もう少し、単純に生活保護と最低賃金を比べると、このような結果になるのですが、人並みに生活するにあたっての賃金はどれだけ必要なのか、そのような観点からの資料も必要かと思っております。

賃金指導官

本日貴重なご意見を頂戴しましたので、我々にしましてもこの審議会の内容、進捗について本省に報告させていただきたいと思っております。

丸谷委員

少し補足させていただきます。まず大前提として私自身は生活保護基準と最低賃金を比較することは、全くナンセンスだと考えているのですが、大前提として最低賃金法には生活保護との整合（議論）と書いてあります。その上で 18 歳、19 歳を比較するというのは、生活保護の基準の設定の方向の上で、第 1 類と第 2 類で決めることになっています。1 類の方は年齢別になっておりまして、年齢別の基本的な考え方は消費カロリーです。18 歳、19 歳、20 歳くらいが、一番金額が高いという状況であります。ですから単純に年齢構成を単身世帯で見た場合には、これくらいの年代が、一番保護基準が高くなるという状況です。

その一方で保護基準は、ご承知のとおり、この 7、8 年の間でずっと引き下げられてきている状況でありまして、最低賃金額はこの状況で引き上げられている状況ですので、乖離幅が大きくなってきていて、現在の状況としては、最低賃金と生活保護基準を比較することさえ、大体意味をなさなくなっていることをご指摘しておきたいと思っております。

これに加えて、生計費を公的に判断する基準として、この現行のしくみとしては、生活保護と最低賃金のこの 2 つしかないもので、他に客観的なものを出すということは無理だと思います。以上です。

会長 ほかにご質問等がございますか。他にご質問等がありませんでしたら、次の議事に進みたいと思います。

では、次に議事(1)ウの「福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について」です。

労働者側・使用者側の意見を広く求める旨での公示が7月19日までの間、行われておりました。これを受けまして、複数の意見書等が提出されておりますので、それらの概要について、事務局から説明をお願いします。

【福岡県最低賃金(意見書)】

賃金室長

資料No.1-1 2022年令和4年最低賃金改定に関する意見書

(福岡県労働組合総連合会)

資料No.1-2 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

(福岡県医療労働組合連合会)

資料No.1-3 最低賃金の改定に関する意見書

(平和・労働・人権北九州共闘センター)

資料No.1-4 令和4年度福岡地方最低賃金改定に関する意見書

(エフコープ生協労働組合)

資料No.2-1 福岡県最低賃金の改正決定に係る関係使用者の意見提出について

(社会福祉法人 筑豊会)

資料No.3-1 最低賃金の改定に関する意見書(福岡県)

資料No.3-2 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

(福岡県鞍手郡小竹町議会)

に基づき説明。

会長 福岡県最低賃金の改正決定に関する意見については、当審議会としては、ただ今の事務局からの趣旨説明に加え、前回の審議会での意見発表聴取の際にも、承ってきたところです。

については、この間、この最賃審議会に向けていただいていたご意見については真摯に受け止め、これからの専門部会での改正審議の中で反映などさせながら、今後の議論を進めていくとの方向性で参りたいと思っておりますが、委員の皆様、このような方向性でよろしいでしょうか。

またあわせて、ただいま事務局から説明のあった公示によるご意見等に関して、今の段階で確認しておくことなど、何かございませんでしょうか。ご意見等がありましたら、挙手にてお願いします。

各委員

(異議なし)

会 長 ご異議等なく、また、他にご質問等もありませんでしたら、次の議事に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次の議事に移ります。(1) エ「令和4年度地域別最低賃金額改正の目安について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 私の方からご説明させていただきます。まずはお詫びを申し上げなければならないと思っています。

例年ならば、今の時点で中央最低賃金審議会が終わり、目安に関する資料が地方の事務局に届く段取りなのですが、ご承知のとおり7月25日に第4回目目安委員会が開催されましたが結論は出ておりません。また、次回の日程についても未定という発表で、今現在、地方事務局においても本省から開催日時がいつになるという連絡は何も入っておりませんので、本日、例年ならば中央最低賃金審議会の目安に関する資料等をご説明するところを、何もできる状況ではありません。

誠に申し訳ございません。

目安の結果につきまして、誠に申し訳ございませんけれども、今後で開催される県最賃の専門部会の方には、ご提示いたしますけれども、あくまでも目安については、地方の審議会に示されるので、専門部会委員でない審議会委員の皆様については、事務局が入手し次第、すみやかにメールなり郵送なりでお示したいと思っています。

これは福岡県に限らず、どこの地方局でも目安が示されないことで、我々も困惑しているところです。

委員の皆様にも、必要な資料をお渡しできず誠に申し訳ございません。

会 長 ただ今の事務局説明について、何かご質問等はございますか。

吉岡委員 使用者側委員の吉岡でございます。

今、中央の情勢についてはご説明いただきましたので分かりました。

この際ですので、目安について事務局に確認をさせていただきたいと思えます。諮問の時にもご説明がありましたけれども、新しい資本主義のグランドデザインによる実行計画でありますとか経済財政改革基本方針2022にも明記されていますように最低賃金の引上げ額については、公労使3者構成の最低賃金審議会が生計費賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論すると記されております。こうしたことを踏まえた上での目安についての確認ですが、我々使用者側としては、ここ数年少なくとも昨年度は、いわゆる時々の事情に配慮されたということでの目安ありきと、十分な根拠もないまま地方の最低賃金が決定されたと使用者側としては考えております。

このため、昨年度の審議会の答申の中に全会一致だったと思いますが、地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めた上で、実質

的な改定審議を行うことができるよう政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安の在り方について早急に検討すること、といったような付帯決議も付けて答申を行い、労働局を通じて本省にも上げていただいていると思います。

本年度は、このような意見を踏まえて中央で慎重に審議会の方で審議がなされていると理解をしております。その結果参考として目安が示されると理解をしております。

ここで改めて、労働局の方に確認なのですが、目安の位置付けですが、目安はあくまで参考であるということだと思えます。

そこで、我々が審議をするに当たって、目安額が例えば引上げ額の下限となるような強制力・拘束力を持つものではない。法的拘束力があるものではないと我々は理解をしておりますけれども、それについて労働局に明確に位置付けについて説明していただきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

労働局長

今、ご意見をいただきありがとうございます。

私も4月に赴任をいたしました。昨年度の状況は十分引継いでおるところでございます。今おっしゃったとおり、何か目安ありきで全てが決まるという事ではなくて、初回で諮問の時に申し上げましたけれども、正に3者構成でしっかり議論していただくことが必要であり、それに尽きると思いますので、今年度の審議をよろしくお願ひしたいと思えます。

会長

よろしいでしょうか。

他にご質問等がありませんでしたら、次の議事に移りたいと思えます。

では、議事(1)オの「最低賃金改正審議について」ですが、福岡県最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考え方を、労働者側・使用者側の双方からお聞かせいただきたいと思えます。

まず、労働者側からお願ひいたします。

小陳委員

労働者側委員の小陳です。

労働者側委員の現段階での基本的な考え方を説明いたします。

本日、資料を別冊で労働者代表委員提出資料をお配りいただいておりますので、これに基づいてご説明させていただきます。

最初に目安が出ていない中ですので、なかなか具体的な引上げ水準について細かく言及することはできません。現時点での考え方ということになります。

では、1ページ目ですが日本銀行の展望を載せておまして、日本経済の先行きについて回復・成長を続けるというようなこと、それから物価についてはプラス幅を緩やかに拡大していくということ。あるいは成長率についても、若干下振れ等があり、その反動で幾分上振れているという直近の情勢を載せてありまし



て、下の表は雇用を人員判断ということで、比較としてリーマンショック時と今回のコロナの後の雇用に関する判断状況です。リーマンショック時より1年後にプラスという数字が大きくなって過剰という判断になっていたのですが、今回コロナの状況においては、マイナスで不足をしているというような雇用判断にもなっているような状況です。

資料を付けていませんが、先ほど事務局から説明があった内閣府の月例経済報告でも、景気の判断は上げられたような状況もある中で、この2年間はやはりコロナの影響を踏まえた議論・審議を行わざるを得ませんでした。現時点においては、社会活動の正常化が進んで経済は回復基調にあるということです。

ただし、経営不能や色々な施策もあった上での現状から自律的な成長につなげていくために、やはり人への投資をしっかりとやっていくことが大事ということについては認識されているところかと思しますので、現状を踏まえた今後の議論を行っていきたいと思っています。

そのような中で2ページと3ページは、「2022 春季生活闘争連合福岡」の集計を載せております。本春闘におきましては、やはり人への投資の必要性が議論され、中小企業の経営者の皆様との一定の議論をする中で、賃上げが進んできた状況がございます。2ページの表題のところに記載してあります中小労組の賃上げ率が3年度 2.22 パーセントを超えたと記載しています。これは青いラインが付いた上の表の平均賃上げ方式で300人未満の右端の箇所にも2.18パーセントとなっており、上の表の計のところの2.22パーセントの箇所を改めて見るとこの辺りになかった数字で、かなり高い引上げが労使の合意のもととなされてきている状況があることですので、この労働組合の組織がある職場で確認されているのを、いかに労働組合がない組織で働く労働者並びに全ての労働者に拡げていくのが課題になるのかなと思っています。

4ページについては、賃金の状況ということで「20年以上にわたり停滞する日本の賃金」という資料を付けております。これは度々この課題については、取り沙汰されておりますので、皆様も何度も耳にされたことかと思いますが、日本だけ四半世紀に渡って賃金が停滞している状況です。これを見て、日本の賃金の状況をこのままで仕方がないのか、変えていかなければならないのかということは、この場でしっかりと三者で課題意識を持って議論をしていくべきだと思っています。

賃金の水準の全体については、最賃だけで上がるものではありません。賃金が日本においてなかなか上がらないのは、特に労働者の割合が多い中小企業において賃金が上がっていない状況であります。

その他の視点においてもいろいろであり、賃金をどうやって上げていくのかというのは、使用者の皆様と違う場でも様々な課題の解決に向けて連携をしていきたいと思いますが、最低賃金が果たす役割もまた重要かと思しますので、この場でもしっかりと課題意識を持って議論をしていきたいと思っています。

資料の5ページが日本の最低賃金の状況を表わした資料で、これは連合本部が作成したものですけれど、上のグラフは各国の最低賃金の水準とそもそも大きな差があるということです。

各国ではさらに引上げが予定されている状況がありますので、日本においてもまずは早期1,000円という水準を目指していくことが、必要な状況ではないかと思えます。

それから下のグラフは、「フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率」で、これも日本は最低クラスの状況です。最低賃金が果たすべきセーフティネットの役割を十分果たすような水準にされているのかというと、非常に課題があるという状況を表わしているグラフではないかと思っています。

そういった中で、現状というところで6ページと7ページで中央の日安委員会の資料を付けております。

今、消費者物価指数が上がっています。

特に6ページで載せています基礎的な支出項目、7ページの購入頻度が1ヶ月に1回程度購入するような品目について、とりわけ上昇しているところの、生活必需品が直近のところでは4.4パーセント上がっているというところで、この状況は、やはり最低賃金近傍で働く労働者の生活に非常に大きな影響を与えています。

生計費という視点からいっても、最賃の引上げが求められているという状況で、4.4パーセントでいうと870円で計算して大体40円くらいに相当する額を、これから見るとそういう数字を見えてくるのではないかと思います。

8ページには、その状況を日銀の調査でやはり収入が低い世帯ほど、必需品が占める割合が多く基礎的支出が高くて、それによって消費者物価による影響も負担も大きく、先行きも厳しくなるというグラフも載せております。

7月6日の新聞の見出しだけを書き抜いているところでございます。

実質賃金が伸び悩んで、物価が上がっていますので、実質賃金が目減りをしていくということが繰り返し報道されています。

3番目の物価の2極化が鮮明にという、7月23日の日経新聞に目が付きましたけれど、物の値段は上がっているけれど、サービスは下がっている。サービスというのは、コストの多くの割合を人件費が占めていますので、サービスの方の値段は下がって、人件費を下げた何とか利益を確保していくというような状況がこういった形が現れています。

日本で物価が久しぶりに上がった状況の中で、こういった現象が目につくようになってきました。これは私ども労働力を提供して生活を支える立場である労働者にとっては、この状況は非常に課題が現れている状況ではないでしょうか。

4番目の見出しは、今後も物価水準の上昇が続くのではないのでしょうか。決して1時的な状況でなくて、当面続くのではという政府からの試算が示されたという新聞記事です。そういう長期的に物価が上昇していくことを想定して、最低賃

金がどうあるべきかという議論が必要であるだろうと思っております。

そして、下のグラフはこの間に出してきた物なのですが、正社員以外の労働者で主な収入源が「自分自身の収入」である方の割合が増えてきています。特に男性で増えてきているという実態を踏まえて、最低賃金が果たすべき役割について改めて確認をいたしたいというところです。

10 ページ、11 ページにつきましては、目安の資料を出していますが、パートの実際の募集賃金の平均額が実態としては、福岡県で1,000円台になっているという集計となり、10 ページは平均額で11 ページは募集金額に幅がある場合の下限額が平均でも1,000円を超えているというような状況を表しています。

今、人口減少で人手不足の中で企業としても、維持していくためには賃上げ・人材確保をやっているという現状が現れている中で、最賃がどういう水準があるべきなのかの議論の参考にすべき資料ではないであろうかと思っています。

あと、12 ページに載せていますのは最低賃金を上げると企業が存続できなくなり倒産件数が増えて、却って労働者が困るというような議論もあります。この資料は連合が作成したのですが、この間の最賃の引上げと倒産状況の数値を並べたグラフを載せております。もちろんこの間での状況はいろいろございましたので、単純に比較はできないのですが、これを見る限りにおいて最賃の引上げに対して倒産件数の増加が強いとは言えないという実態があります。合わせて今回の審議会の議論になるであろうと想定される、最低賃金の決定3要素の1つである通常の事業の賃金支払能力について、敢えてですが過去の国会で「通常の事業の賃金支払能力」とは何かという確認がされておりますので、ここの議論のベースとして今日の資料として載せていただいております。

中賃の今年の論議でもこの点は踏まえ、ここについてはかなり配慮されています。去年は厳しい所があるから上げられないという意見を聞いていましたが、今年の議論については、厳しい所があるのは事実だけれども、そこは別の支援策等で支援をしながら、通常の事業の賃金支払能力で議論しなければならないという意味で、この答弁の内容を踏まえて今日の議論となっておりますので、我々としても資料として載せているところです。

13 ページにつきましては、まず上がこの間の最賃の額の推移のグラフです。

福岡県が下から2番目のグラフで、1番上が最高額の東京都です。そして1番下が最低額です。オレンジ色が全国加重平均ということで、この間は格差が広がっていています。全国加重平均よりも格差が広がっていている状況が現れています。下の表につきましては、福岡県の短時間労働者の賃金の推移を載せておまして、特に令和2年が全国38位で凄く低かったので着目したところであります。令和3年は21位まで回復しておりますけれど、結局最賃の水準と同じレベルなので、やはり最賃が低いので短時間労働者の賃金水準が低い状況に置かれている状況が現れているのではないかと思います。

14 ページですが、これも昨年審議会でも作成したのですが、このグラフは左

横から右に向けて最賃が高い順番で都道府県順に並べております。AランクからDランクまで、あと赤い折れ線グラフが最賃の額で、青い折れ線グラフが若年の人口転入超過率（20歳から24歳）で、これは相関があるようになっていきます。

上下があって、福岡県は転入により上がっていますが、それでもマイナスで転出が多いようになっていきます。これは地域の労働者の意見発表の時には、地域において福岡や宮城などで地域におかれた状況によって、少しの上下はありますが、あきらかに相関があるグラフになっており、たまたまなのかもしれませんが、転入超過がAランクのところ、青いグラフがプラス・マイナスのところを横切っている状況です。やはり相関がある中でいうと、転出・人口減少で人材確保というのは、各地域において非常に大事な課題でありますから、今後の地域のことを考えていく上で、このような状況をどのように変えていくのが課題になっていくと思います。

福岡の最賃は、残念ながら今19位というところなのですが、過去の審議会の中でも、本来福岡の経済規模等に応じた最賃の水準を目指すべきではないのかという議論がされてきたと聞いています。その当時の経済規模については、ここに載せております指標等を参考にしてはどうかという議論がされてきたと聞いていますので、今年も載せています。大体10位前後の最賃が10位前後の都道府県と同程度の経済規模ではないかと思えます。敢えて3つの指標を単純平均すると福岡県は8位というところになり、これは静岡県くらいの規模であると見てもいいのではないかと思います。静岡県との差は現状43円くらいなので、今年も静岡県は当然最賃上がるでしょうから、追い付いていくためにはそれなりの引上げをしていかないと、そういった水準にならないことを我々としては目指していかないとはいけないと思っています。

ただ、福岡県の最賃が低いのは客観的な指標に基づいて位置付けられた、Cランクだから仕方がないということになりかねませんが、ランクを決めるための指標については決定要覧の中に入っている数字を抜き出しております。1つ言えるのはランクを決める指標というのが、付加価値額と給与額で概ね決まります。付加価値額には人件費もある意味含まれますので、そう意味で人件費が低いとなかなかランクが上がらなく最低賃金は低くなります。最低賃金が下がると人件費は相対的に低くなるというような悪循環になります。それをどう変えていくのかという視点が必要であるのかと思えます。このままでいいのか、どう上げていくのかという努力をやはりしていかなくてはいけないと思います。敢えて色付けをしておりますけれど、福岡県の順位が高い項目から順に並べています。付加価値額は福岡県が結構高いという状況で、どちらが引っ張っているかという給与額が低いからです。1事業従業者あたりの付加価値額はそれなりに高いのに、給料水準が低いのが、この指標から見ると、そういう実態になってしまっているのではないかと思います。これだけで判断はできないでしょうけれど、少なくとも最賃を決める指標としての数字があるので、我々としては、これを見るだけで

言う問題ではないかと思うところです。

深く中身の分析までできていませんけれど、少なくともこういう実態があるという課題をどう変えていくかとなると、やはり賃金を上げていかなければなりませんし、最賃の実態が福岡ではこういった現状であることを踏まえて議論が必要ではないか思います。

最後に 16 ページの我々が考える生計費のことですが、生活保護との関係は本日出しておりませんし、私の方から詳しく述べるつもりはございません。先ほど若干生活保護との比較についてはされましたが、私としても生活保護の水準をクリアする最賃の水準であるべきだという中で、今の比較をここでクリアされていると言われてはいますが、色々課題はあると認識はしております。

ここで載せているのは、連合が独自で各都道府県の物価水準を勘案して、最低限の生活に必要な賃金水準を算定しているリビングウェイジというもので、大体おおむね 4 年に一度改定をしまして、昨年度 12 月に改定されたばかりの直近の算定された数字で、福岡県は時間給 1,010 円必要であるという数値になっております。大体 1,010 円は、先程の地賃の 10 位前後と比較していた点だとやはり同じ額くらいであるのかなと思います。

リビングウェイジは、やはり地域で自動車が必要であるという事とかまた、土地が高いのは都市部であって、田舎は低いという数字になっていないという傾向もありますけれど、我々としては目指す水準としては 1,010 円というのは我々ですぐにでも最低必要であるという位置付けの数字です。少なくとも 4 年に一度改定となれば、4 年間かけてこの水準に到達していくというのも我々の一つの目標になると思っています。

以上、現状で我々の課題意識を述べさせていただきました。途中で若干値上げ額に触れたところもありますけれども、最終的には目安額が出された上で今年の引上げ額がどうあるべきなのかを我々としても述べさせていただかなければならないと思っています。

今日の段階での労働者側の意見ということで、終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

次に使用者側からお願いいたします。

中 村 委 員

使用者側委員の中村でございます。

私の方から基本的な考え方について、ご説明をいたします。

まず始めに事業を取り巻く環境について申し上げます。

景気は全体としては、持ち直しの動きが見られますし、先行きにつきましても感染対策に万全を期し、それから経済社会活動の正常化が進むという中では各種政策の効果もありまして、さらに持ち直していくことが期待されます。

しかしながら一方、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁あるいは天然ガス・石油等のエネルギー問題等の国際経済情勢の変化を大きく受けまして、不安・懸念が高まり、予断を許さない状況にあると認識しております。

さらに経営の基盤であります電力・石油等の料金等引上げの恐れ、それからデジタル化に対応するための人材不足、企業物価指数・消費者物価指数がある訳ですけれども、その乖離が大きいところからも分かりますように、急激な円安による原材料等の上昇価格を取引価格に転嫁することが遅れています。

それから賃金を含めた制度改正による負担増により、一段と厳しさは増してきておりますし、景況感が回復基調にある業種・企業とそれから経営状況が非常に厳しい業種・企業とに格差が生じている状況にあります。

また、最近の新型コロナウイルス感染症の動きにつきましては、ご承知のようにここにきて新規感染者数が大幅に増加するなど、第7波が猛威を奮っております、その影響に注視する必要があると思われまます。

また、物価の上昇につきましては直近の消費者物価指数は、先ほどでも少しありましたように、対前年で2.2パーセント増となり、生計費の急激な増加により生活が圧迫されている状況が見受けられます。

こうした環境を踏まえまして、今年度の審議に対する基本的な考え方を申し上げます。政府が進めます成長と分配の好循環を実現するためには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自主的な賃上げの促進が不可欠です。

一方、最低賃金制度は最低賃金法第1条に規定されておりますとおり、賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネットであることから、賃金の引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではありません。加えまして、同法第9条には地域別最低賃金の決定にあたっては、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して、定めなければならないと明記されております。

最低賃金は企業の経営状況の如何に関わらず、全ての労働者に遍く適用されます。このため特に労働分配率が高い中小・小規模事業者への影響が極めて大きいものとなります。経済の好循環を機能させるためには、賃上げのベースである生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提です。そのためには、まず中小企業の生産性を高めるための施策を、しっかりと実行することが重要となります。

本年度の審議におきましても、公労使で共に確認いたしました各種調査結果や指標・データに基づき、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、慎重に審議を行い納得感のある引上額を決定していくべきことを改めて主張いたします。

また、コロナ禍において雇用を維持しながら必死に経営をしてきた企業の通常の事業の支払能力を最も重視した、つまり第4表を重視した審議をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。  
ただ今の労使双方の基本的な考え方などにつきまして、他の委員の皆様からのご意見、ご質問などはございませんか。

各 委 員 (な し)

会 長 それでは、福岡県最低賃金の具体的な審議については、今後の専門部会において行うこととなりますので、選出されました専門部会の委員の皆様には大変ご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、改めてよろしく願いいたします。

(休 憩)

会 長 では、大きな区切りで次の議題となります、「特定最低賃金関係の審議」へと入りたいと思います。  
議事(2)アの「令和4年度特定最低賃金改正決定申出状況について」です事務局から説明をお願いします。

賃 金 室 長 [ 資料目次(その2)令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況  
に基づき説明。 ]

会 長 ただ今の説明について何かご質問、ご意見はございますか。

各 委 員 (な し)

会 長 他にご質問等がありませんでしたので、この議事については、全体で確認したこととします。

では、次に議事(2)イの「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」です。

局長からお願いします。

賃 金 指 導 官 それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問をさせていただきます。

会 長 (会長あて諮問文交付)

事務局

(諮問文(写)を各委員に配付)

会長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、事務局より諮問文を読み上げてくださいます。

賃金指導官

(諮問文朗読)

会長

今後、5業種にかかわる委員の皆様には、今後、大変なご苦勞をおかけすることになるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事(2)ウの「福岡県特定最低賃金関係労使意見聴取実施要領案について」です。

事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料目次(その3)

資料No7 令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)

【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

に基づき、予定日時、発表者の推薦期限、意見書提出期限等を説明。

会長

ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

各委員

(なし)

会長

それでは、この案の内容で、8月17日の水曜日に開催されます第2回運営小委員会での意見聴取実施をよろしくお願いいたします。

次に議事(3)の「その他」ですが、事務局から説明があればお願いします。

賃金室長

(情報提供なし)

会長

ただ今の、事務局からの情報についてご質問等はございますか。

各委員

(なし)

会長

他に皆様から何もなければ、これもちまして、本日の審議会を閉会といたし



ます。大変お疲れ様でした。

署 名

公益代表委員 平木 真朗

労働者代表委員 浜田 紀子

使用者代表委員 金子 亮輔